●社会保険等未加入業者対策に係る対応に関するQ&A

Q1：社会保険等とは？
A1：健康保険、厚生年金保険及び雇用保険を指します。

Q2：建設業許可を有しない者との下請契約も対策の対象となりますか？
A2:対象外です。建設業許可を有する者のうち、社会保険等の加入義務を履行していない者との下請契約を対象としています。
（交通誘導員等の警備業のみを行う者との契約も対象外）

Q3：社会保険等の適用除外となる建設業者も排除しますか？
A3：適用除外となる建設業者は、そもそも社会保険等の加入義務がないことから排除しません。

Q4:適用除外の要件を教えてください。
A4：健康保険及び厚生年金保険については、従業員５人未満の個人事業主等の場合等、雇用保険については、役員のみの法人である場合等が該当します。
　なお、詳細については、年金事務所（健康保険、厚生年金）、ハローワーク（雇用保険）に確認してください。

Q5：会社として社会保険に加入すればいいですか？それとも個々の労働者まで加入する必要がありますか？
A5：本対策は、健康保険法・厚生年金保険法・雇用保険法に基づき、加入義務のある建設業者が各保険に加入していることを確認するものです。
　なお、個々の労働者についても、各保険に加入義務がある場合には、雇用主は適切に加入させる必要があります。

Q6：平成29年度以前から継続している工事は対象となりますか？
A6：対象外です。対象となる工事は、平成30年７月１日以降に発注する全ての建設工事です。

Q7：社会保険等未加入建設業者との一次下請契約が判明した場合の元請業者のペナルティはどのようなものですか？
A7：入札参加制限を行います。
（一次下請負人については、当該下請業者の建設業許可権者へ通報します。）
Q8：二次下請以下において社会保険等未加入建設業者との下請契約が判明した場合、ペナルティの対象になりますか？
A8：対象外です。

契約約款上で禁止しているのは、一次下請契約のみとなります。

Q9：一次下請契約に基づく工事の着手前に社会保険等未加入建設業者との契約解除を行った場合にはペナルティの対象となりますか？

A9：工事の着手前であれば対象となりません。しかし、本対策は社会保険等への加入率向上を目的としているため、加入指導を優先してください。

Q10：社会保険等への加入状況の確認は、施工体制台帳及び再下請負通知書のみで行いますか？証拠書類は必要ですか？

A10:基本的には施工体制台帳及び再下請負通知書により通知しますが、疑義が生じた場合には、適用通知書等の加入を確認できる書類の提出を求めることがあります。

Q11：社会保険等への加入が確認できる書類を提出するための期間（１か月）はどのように設定されますか？

A11：様式第１号に記載する請求日の翌日から起算して１か月で設定します。

Q12：社会保険等への加入が確認できる書類を提出する前（未加入の状態）であっても当該下請契約に基づく工事を継続していいですか？

A12：工事を継続しながら社会保険等の加入手続きを進めてください。